

令和3年7月～9月の電話診療・オンライン診療の 実績の検証の結果

検証のまとめ

検証のまとめ

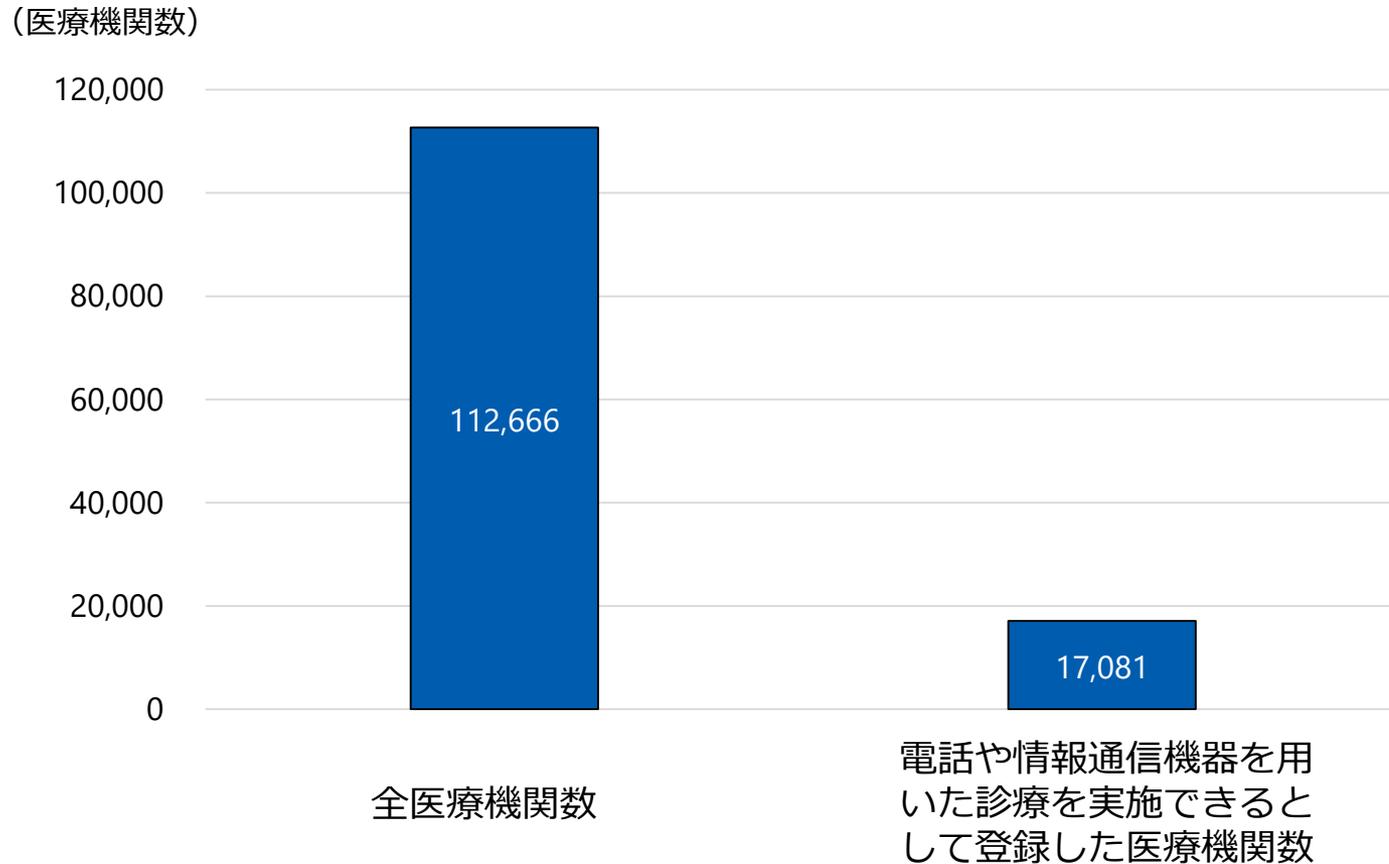
- 時限的・特例的な取扱いについては、3ヶ月ごとに検証を行うこととしており、これまで定期的に検証を行ってきた。
- 過去5回の検証では、以下の傾向が明らかとなっており、今回についても同様であった。
 - 電話診療やオンライン診療の患者は小児・勤労世代が多かったこと
 - 全体の傾向として、軽症と思われる患者を中心に、初診からの電話診療・オンライン診療が行われていたこと
 - 一部において、物理的に大きく離れた地域に対して診療が行われていたこと
 - 一部において、時限的・特例的な取扱いで禁止されている麻薬・向精神薬の処方等が行われていたこと
- 新型コロナウイルス患者が増加していた8月の報告件数が多かった。

1. 医療機関の対応状況等について



時限的・特例的な取扱いに対応する医療機関の数

電話や情報通信機器を用いた診療を実施できるとして登録した医療機関数と全医療機関数の比較（令和3年9月末時点）



※「全医療機関数」は、医療施設動態調査（令和3年9月末概数）における病院及び一般診療所の合計

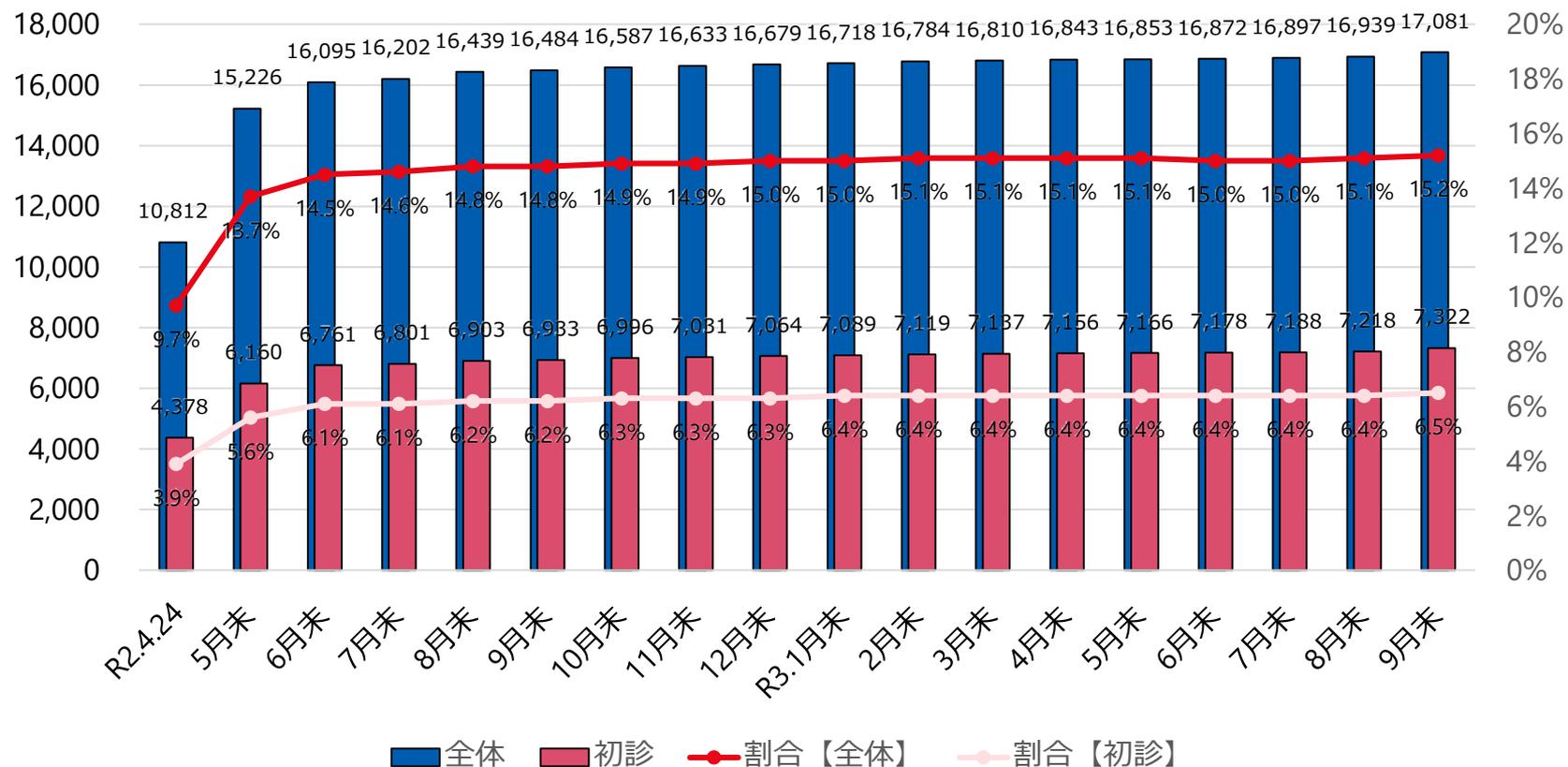
※「電話や情報通信機器を用いた診療を実施できるとして登録した医療機関数」は、9月30日時点の都道府県報告の集計による。

時限的・特例的な取扱いに対応する医療機関の数

電話や情報通信機器を用いた診療を実施できるとして登録した医療機関数及び初診から実施できるとして登録した医療機関数の推移（令和2年4月～令和3年9月）

(医療機関数)

(割合)



※令和2年5月末～令和3年9月末は、それぞれ、令和2年5月29日、7月1日、7月31日、9月3日、9月30日、10月29日、11月30日、12月25日、令和3年1月29日、2月28日、3月31日、4月30日、5月31日、6月30日、7月31日、8月31日、9月30日時点の都道府県報告の集計による。

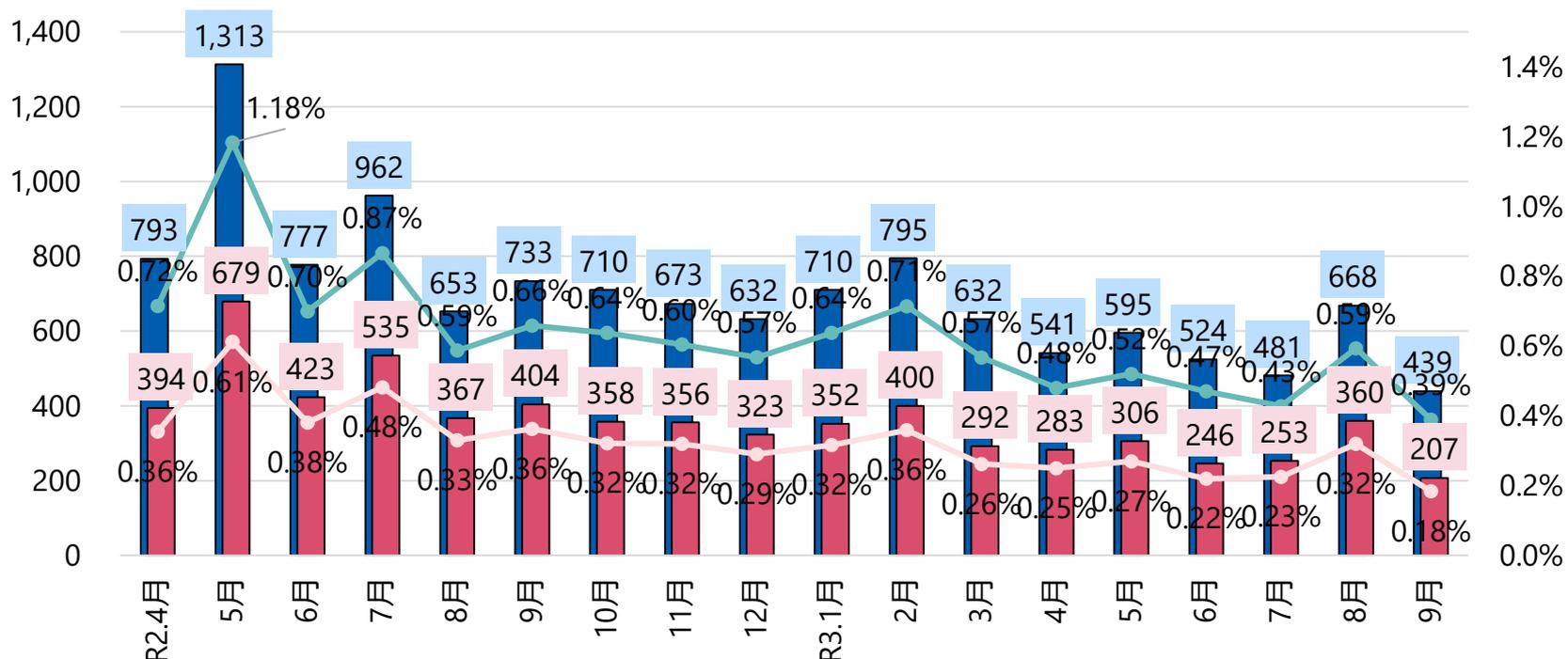
※それぞれの割合の分母は、医療施設動態調査（各月末概数）における病院及び一般診療所の合計

時限的・特例的な取扱いに対応する医療機関の数

初診から実施したとして報告のあった医療機関数及び受診歴のない患者に初診から実施したとして報告のあった医療機関数の推移（令和2年4月～令和3年9月）

(医療機関数)

(割合)



■ 初診から実施したとして報告のあった医療機関数

■ 受診歴のない患者に初診から電話・オンライン診療を実施したとして報告のあった医療機関数

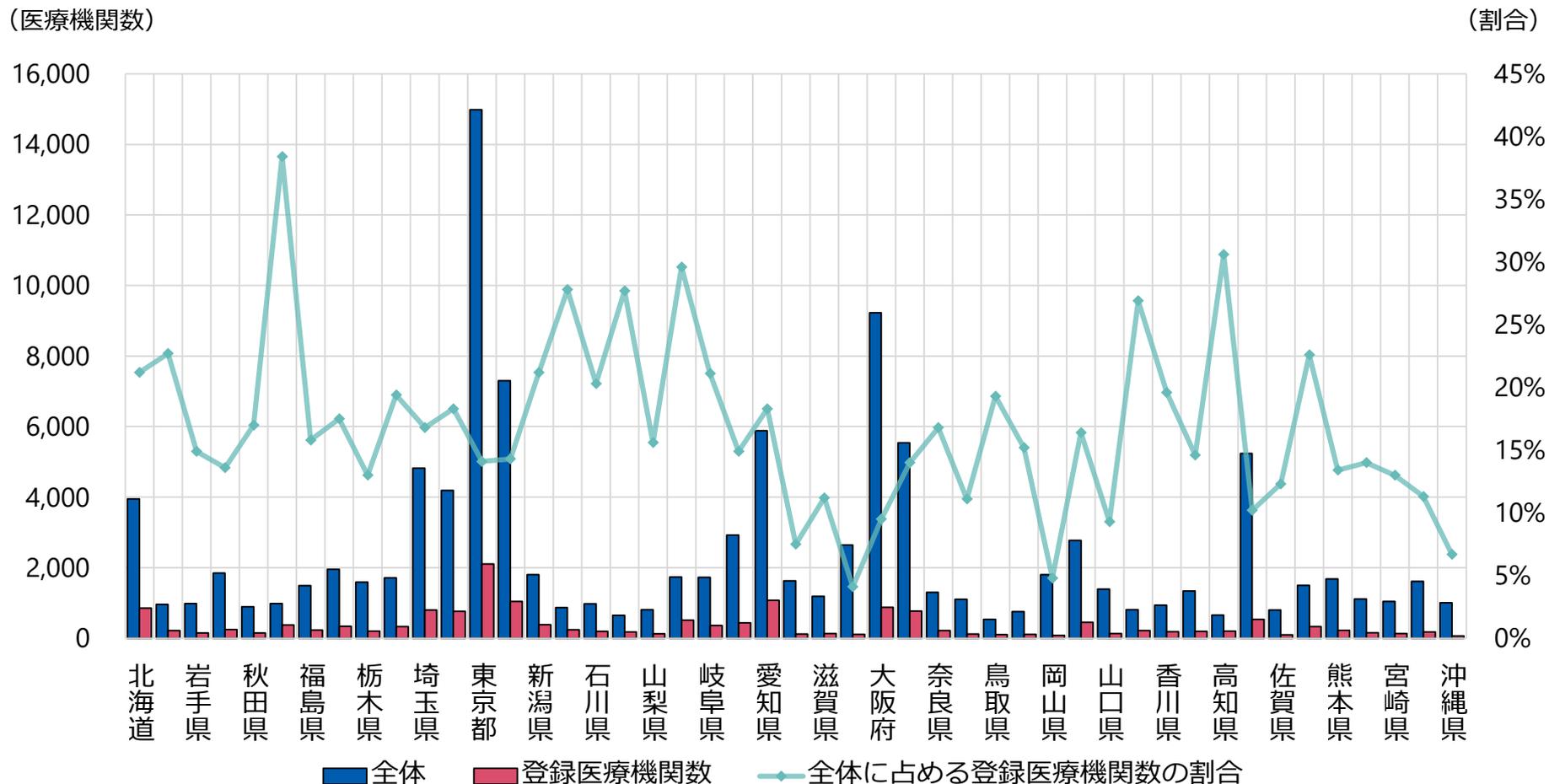
—●— 全医療機関に占める割合（初診から実施）

—●— 全医療機関に占める割合（受診歴のない患者に初診から実施）

※それぞれの割合の分母は、医療施設動態調査（各月末概数）における病院及び一般診療所の合計

時限的・特例的な取扱いに対応する医療機関の数

電話や情報通信機器を用いた診療を実施できるとして登録した医療機関数と全医療機関数の比較（都道府県別）（令和3年9月）



※「全体」は、医療施設動態調査（令和2年9月末概数）における病院及び一般診療所の合計

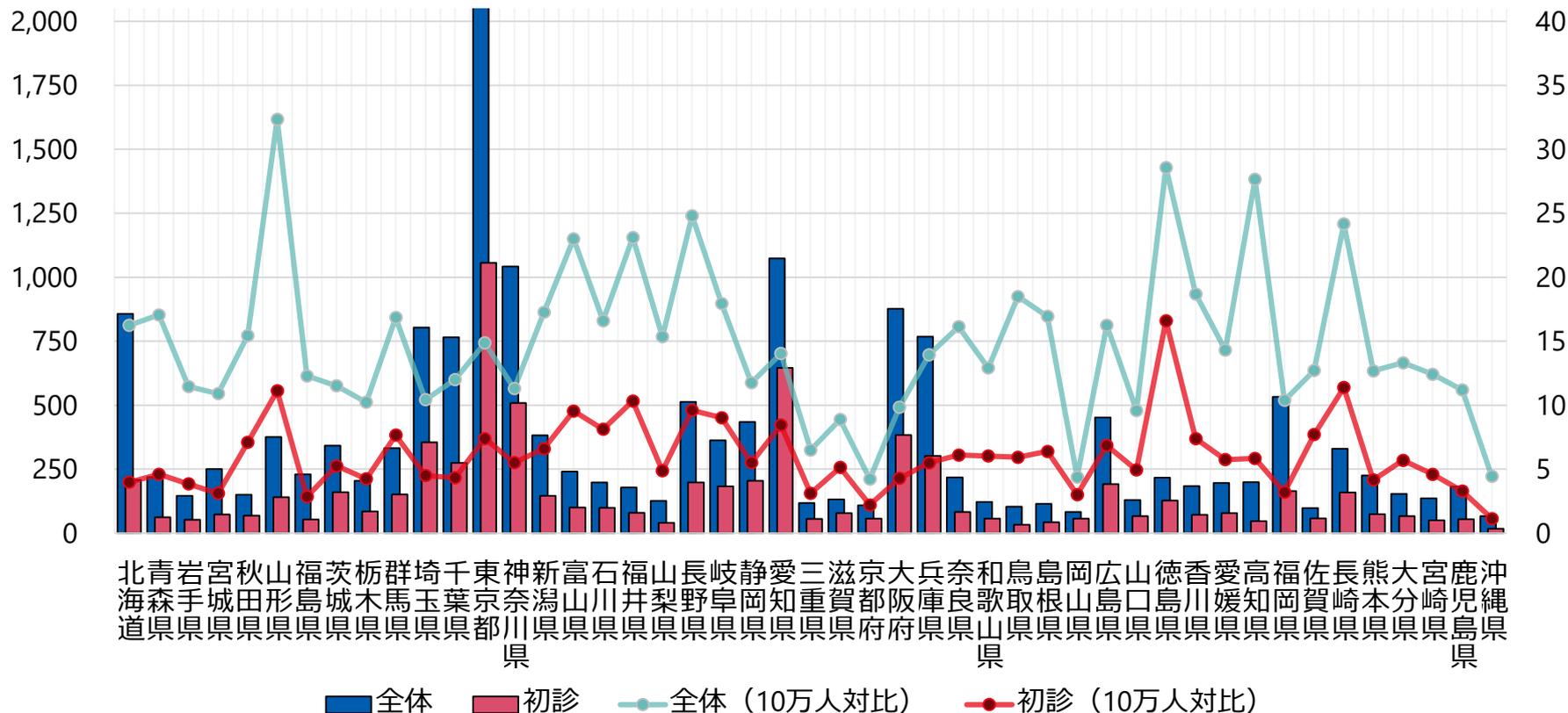
※「登録医療機関数」は、令和3年9月30日時点の都道府県報告の集計による。

時限的・特例的な取扱いに対応する医療機関の数

電話や情報通信機器を用いた診療を実施できるとして登録した医療機関及び初診から実施できるとして登録した医療機関の都道府県別の数・人口10万対比（令和2年4月～令和3年9月）

(医療機関数)

(人口10万対比)

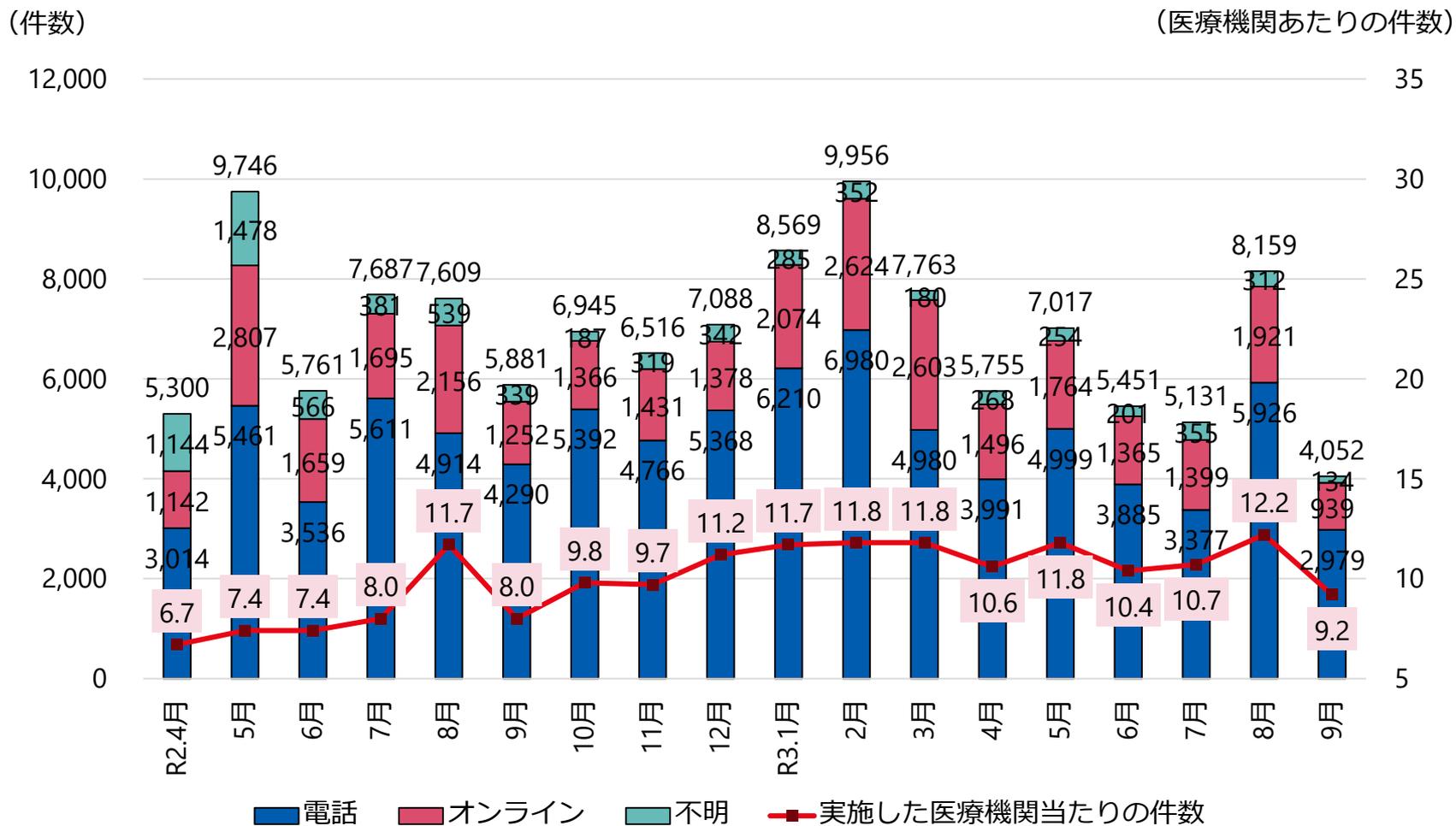


※医療機関数は、令和3年9月30日時点の都道府県報告の集計による。

※10万人対比は、2021年度 住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査（令和3年1月1日人口）に基づき、各都道府県の人口10万人あたりの医療機関数

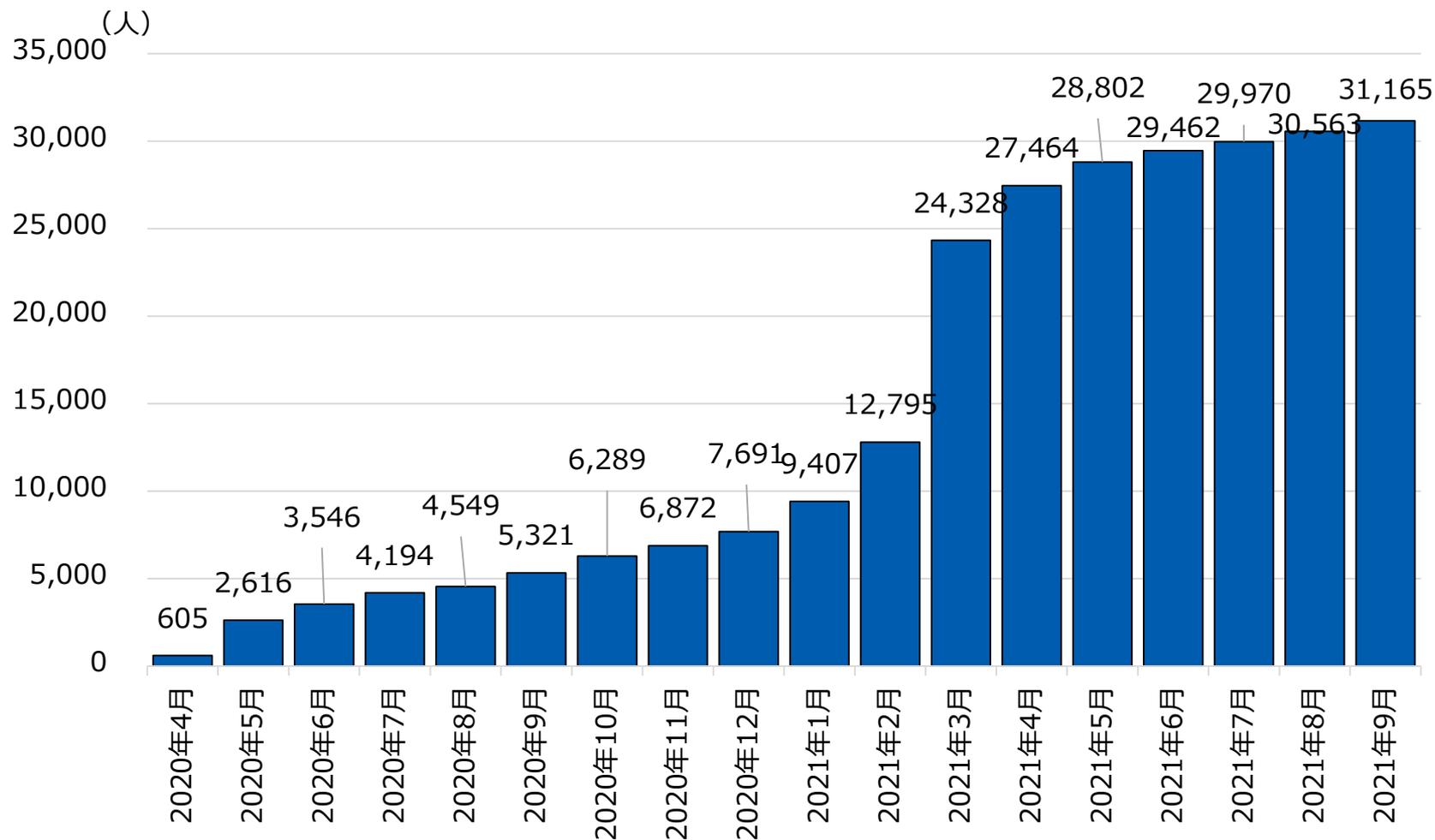
時限的・特例的な取扱いに対応する医療機関の数

初診からの電話及びオンライン診療の件数の推移及び実施した医療機関当たりの実施件数
(令和2年4月～令和3年9月)



研修の受講状況について

オンライン診療研修の修了者数(累計)



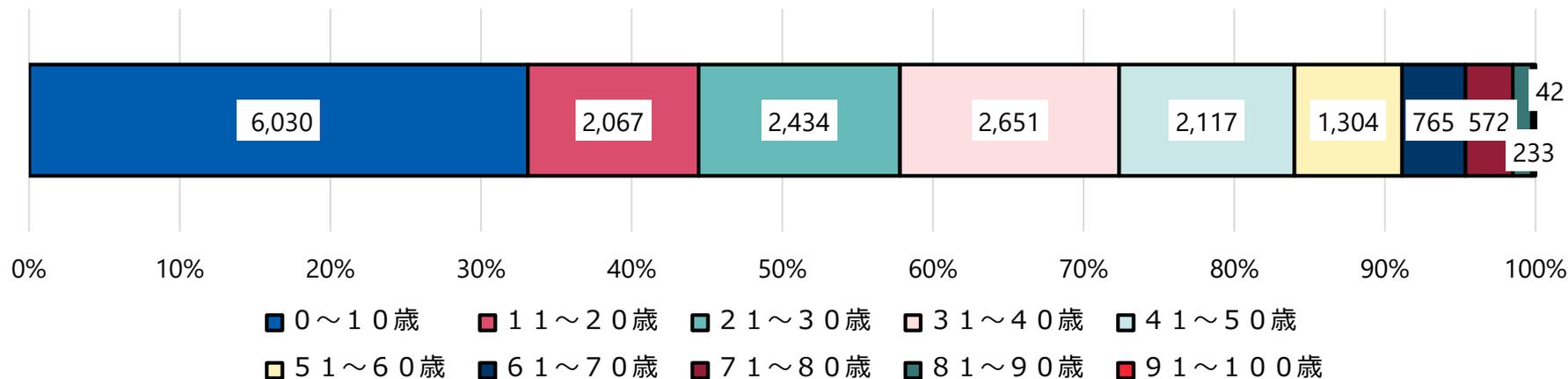
2. 患者の背景等について



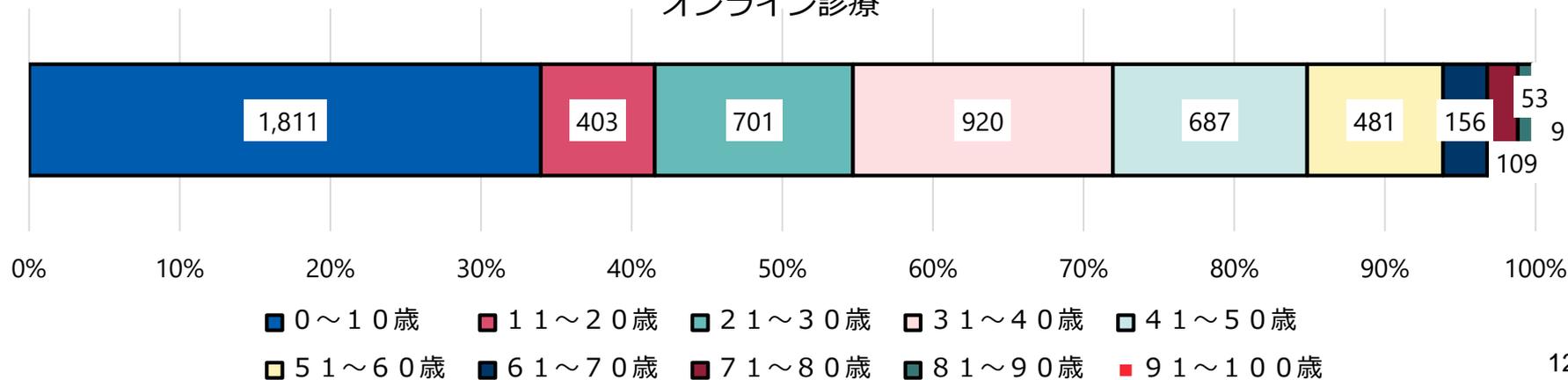
患者の背景等について

年齢階層別の受診者の割合（令和3年7月～9月）

電話診療

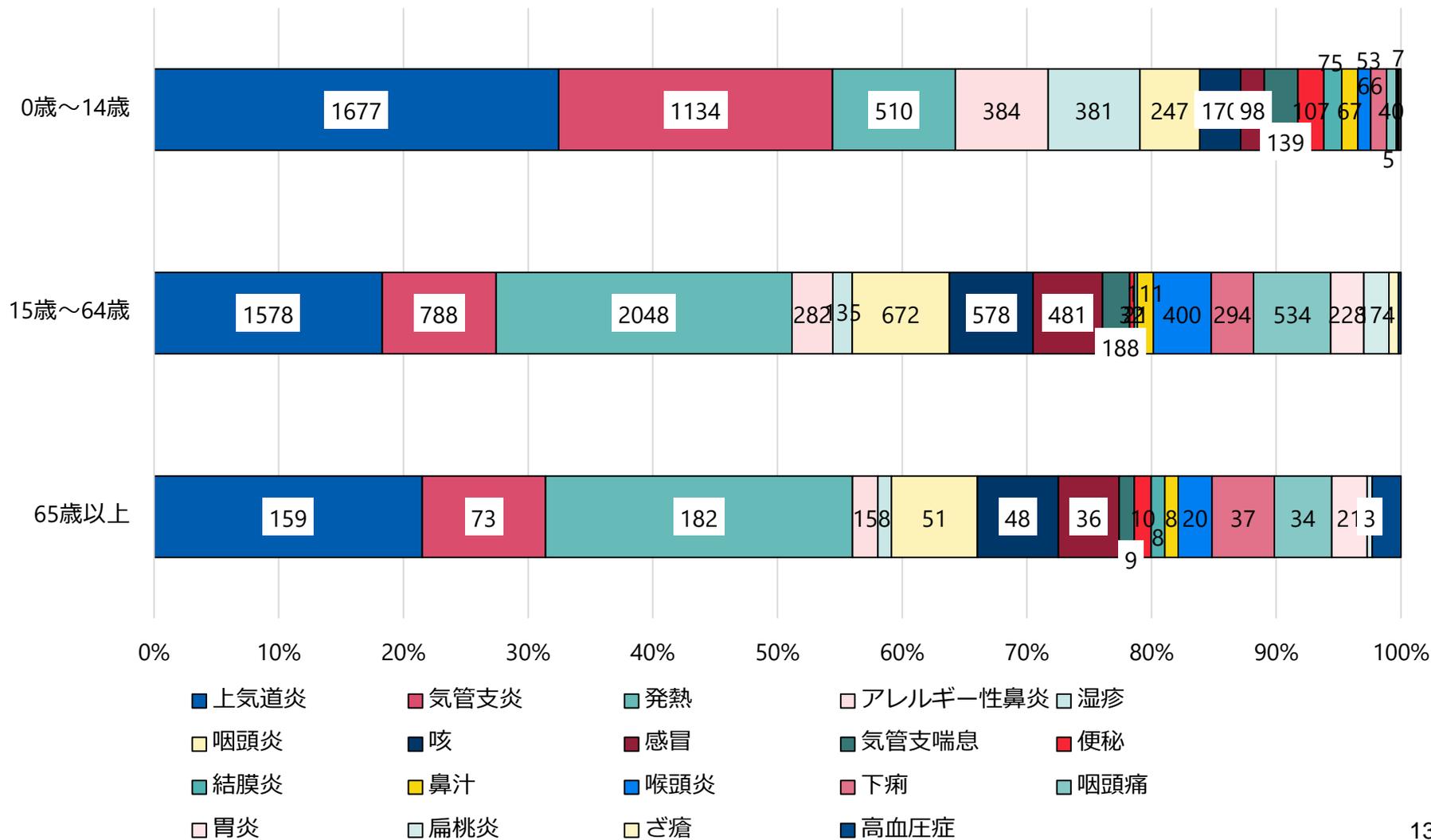


オンライン診療



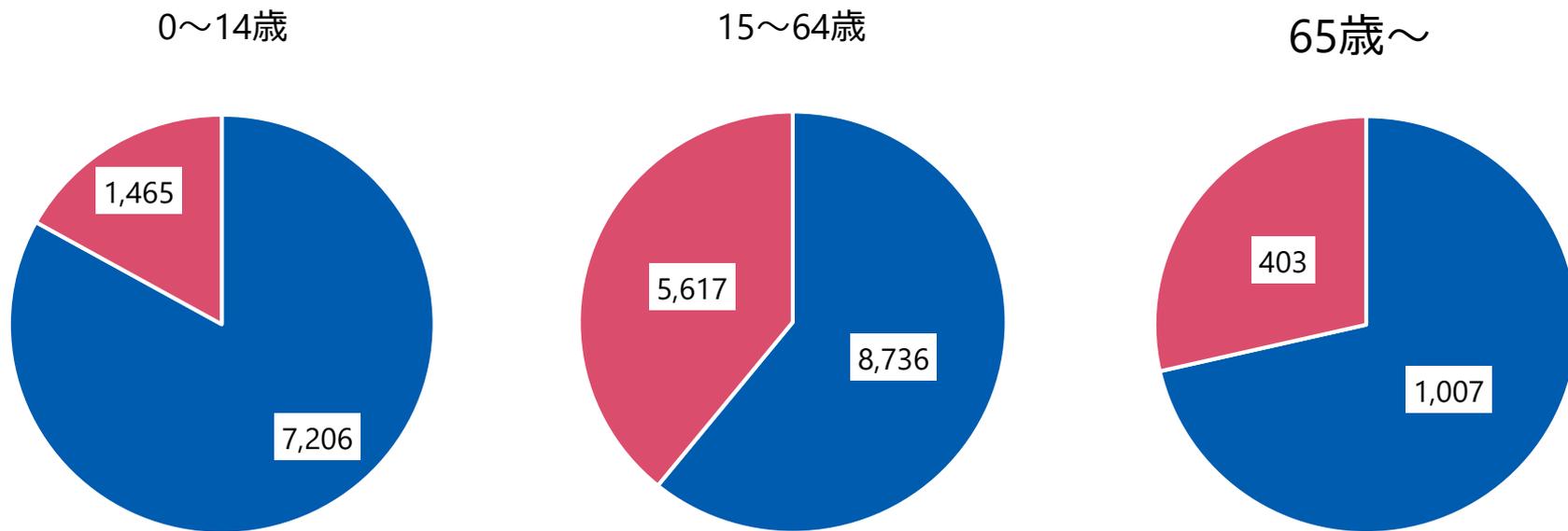
患者の背景等について

年齢階層別の主な疾患（令和3年7月～9月）



患者の背景等について

過去の診療記録（基礎疾患の把握）の有無 年代別（令和3年7月～9月）

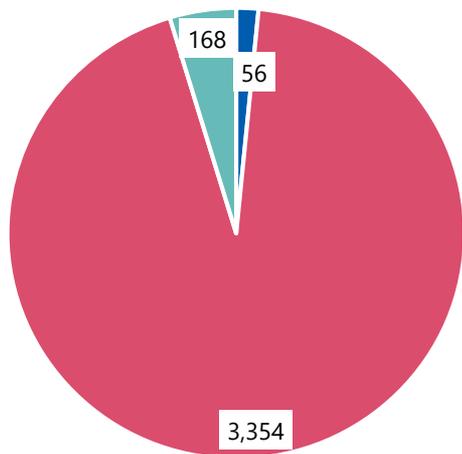


- 基礎疾患を把握している患者数
- 基礎疾患を把握していない患者数

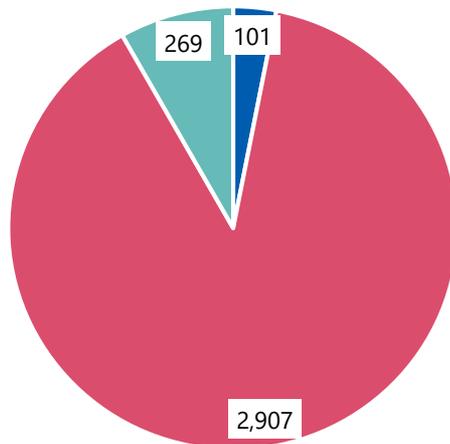
患者の背景等について

過去の診療記録（基礎疾患の把握）があるもののうち、詳細な患者の状況が分かったものの年代別の割合（令和3年7月～9月）

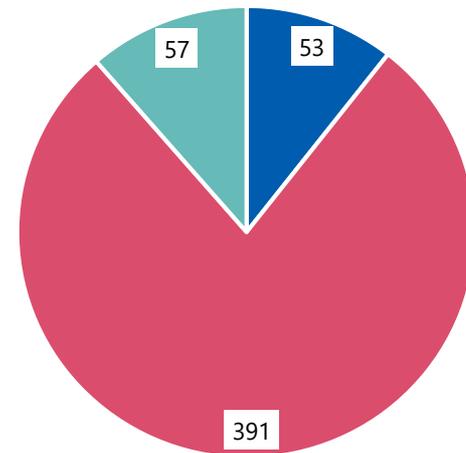
0～14歳



15～64歳



65歳～

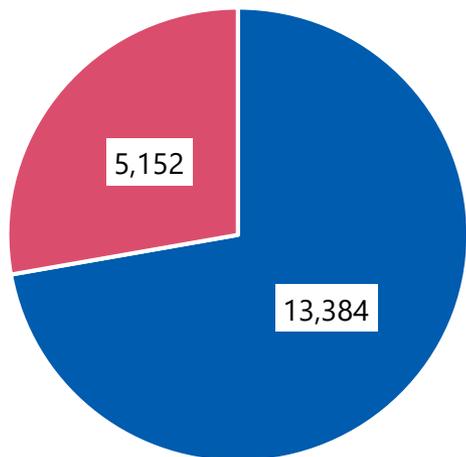


- 定期受診中の患者数
- 受診歴のある患者数
- 診療情報提供を受けた患者数

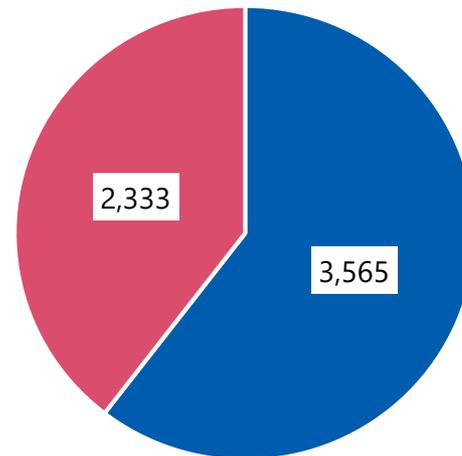
患者の背景等について

過去の診療記録（基礎疾患の把握）の有無 電話・オンライン別（令和3年7月～9月）

電話診療



オンライン診療



- 基礎疾患を把握している患者数
- 基礎疾患を把握していない患者数

3. 特例措置における要件について



特例措置の要件について

4月10日付け事務連絡の記載

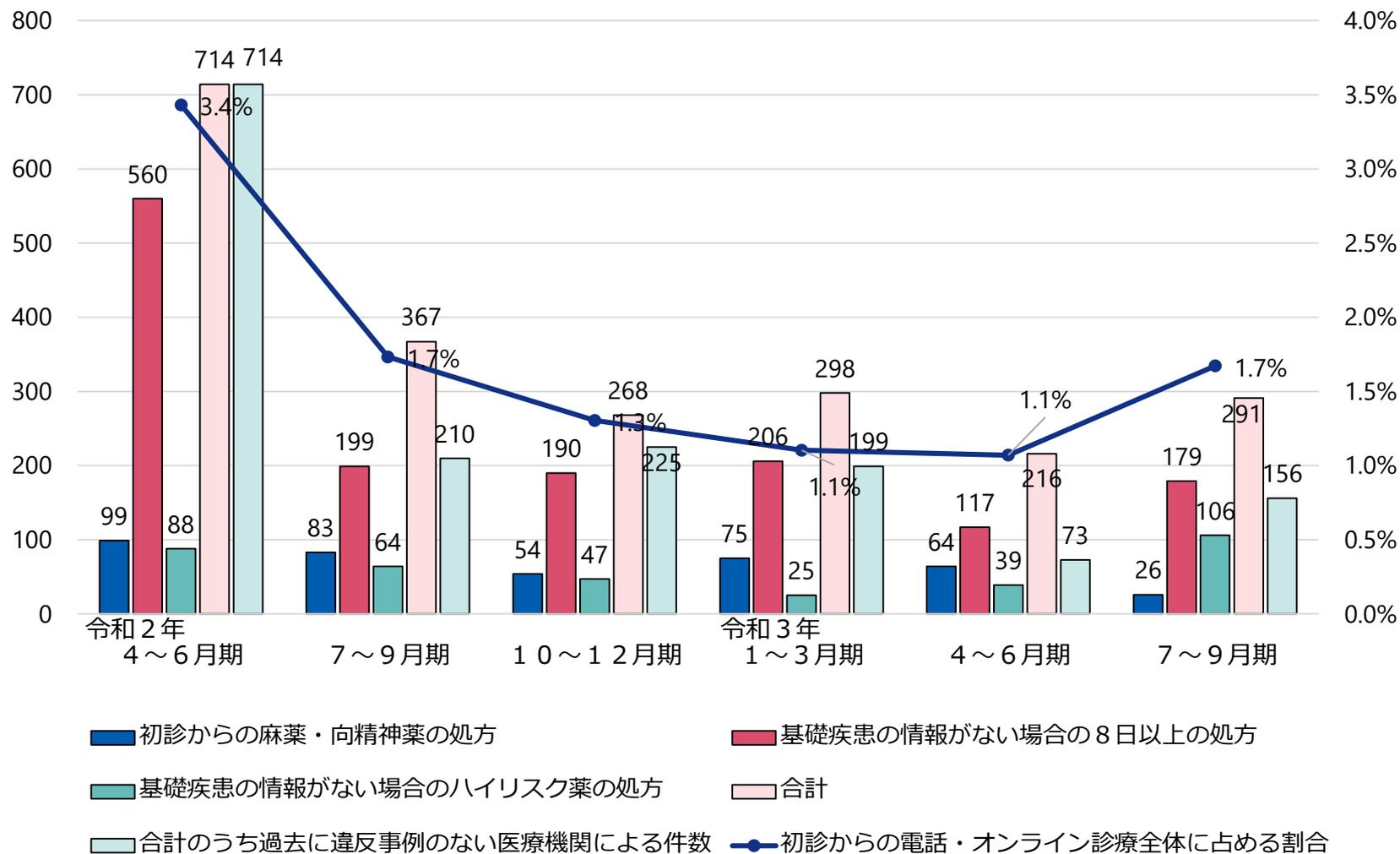
- 患者から電話等により診療等の求めを受けた場合において、診療等の求めを受けた医療機関の医師は、当該医師が電話や情報通信機器を用いた診療により診断や処方が当該医師の責任の下で医学的に可能であると判断した範囲において、初診から電話や情報通信機器を用いた診療により診断や処方をして差し支えないこと。ただし、**麻薬及び向精神薬の処方をしてはならない**こと。
- 診療の際、できる限り、過去の診療録、診療情報提供書、地域医療情報連携ネットワーク（※）又は健康診断の結果等（以下「診療録等」という。）により当該患者の基礎疾患の情報を把握・確認した上で、診断や処方を行うこと。**診療録等により当該患者の基礎疾患の情報が把握できない場合は、処方日数は7日間を上限とする**とともに、麻薬及び向精神薬に加え、**特に安全管理が必要な医薬品（いわゆる「ハイリスク薬」）として、診療報酬における薬剤管理指導料の「1」の対象となる薬剤（抗悪性腫瘍剤、免疫抑制剤等）の処方をしてはならない**こと。
- 医師が地域における医療機関の連携の下で実効あるフォローアップを可能とするため、**対面による診療が必要と判断される場合は、電話や情報通信機器を用いた診療を実施した医療機関において速やかに対面による診療に移行する**又は、それが困難な場合は、**あらかじめ承諾を得た他の医療機関に速やかに紹介すること**。

検証事項

- 初診における麻薬及び向精神薬の処方の有無
- 基礎疾患の情報が把握できない場合の処方日数
- 基礎疾患の情報が把握できない場合のハイリスク薬の処方の有無
- 遠方の患者を診療した事例について

特例措置の要件について

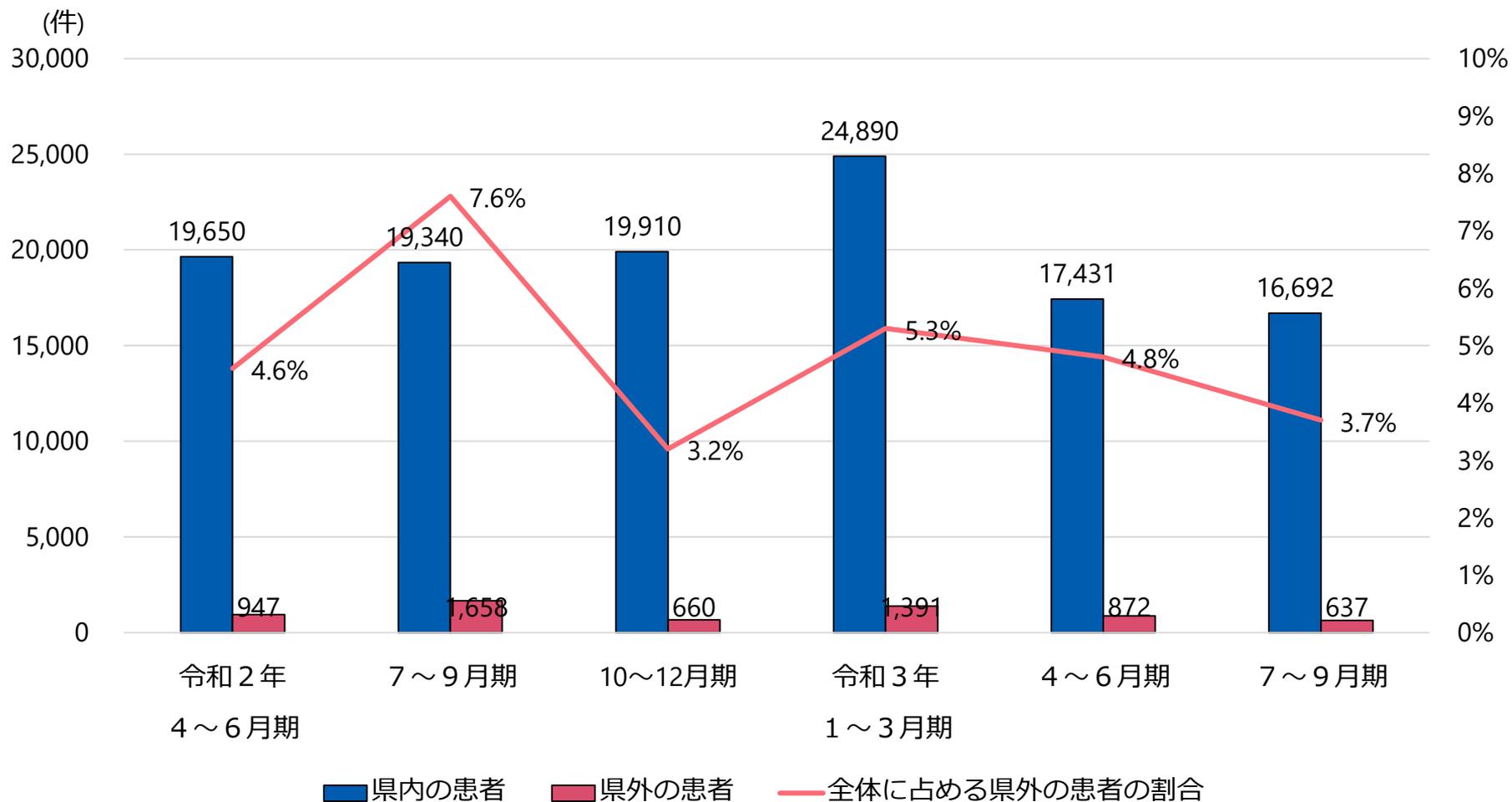
特例措置の要件を守らない処方件数の推移（3か月ごと）



※令和3年3月までは麻薬の集計に低用量のリン酸コデインを含む

特例措置の要件について

県外の患者への初診電話・オンライン診療の件数（3か月ごと）



4. 「医師が医学的に可能と判断した範囲」 の適切性について

医師法第20条における無診察治療等の禁止について

医師法（昭和23年法律第201号）（抄）

- 第20条 医師は、自ら診察しないで治療をし、若しくは診断書若しくは処方せんを交付し、自ら出産に立ち会わないで出生証明書若しくは死産証書を交付し、又は自ら検案をしないで検案書を交付してはならない。但し、診療中の患者が受診後24時間以内に死亡した場合に交付する死亡診断書については、この限りでない。
- 第33条の2 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。
 - 一 第6条第3項、第18条、第20条から第22条まで又は第24条の規定に違反した者
 - 二・三 （略）

「情報通信機器を用いた診療(いわゆる「遠隔診療」)について」

（平成9年12月24日付健政発第1075号厚生省健康政策局長通知）（抄）

- 医師法第20条等における「診察」とは、問診、視診、触診、聴診その他手段の如何を問わないが、現代医学から見て、疾病に対して一応の診断を下し得る程度のものをいう。

「医師が医学的に可能と判断した範囲」の適切性について

4月10日付け事務連絡の記載

- 患者から電話等により診療等の求めを受けた場合において、診療等の求めを受けた医療機関の医師は、当該医師が電話や情報通信機器を用いた診療により **診断や処方が当該医師の責任の下で医学的に可能であると判断した範囲において**、初診から電話や情報通信機器を用いた診療により診断や処方をして差し支えないこと。

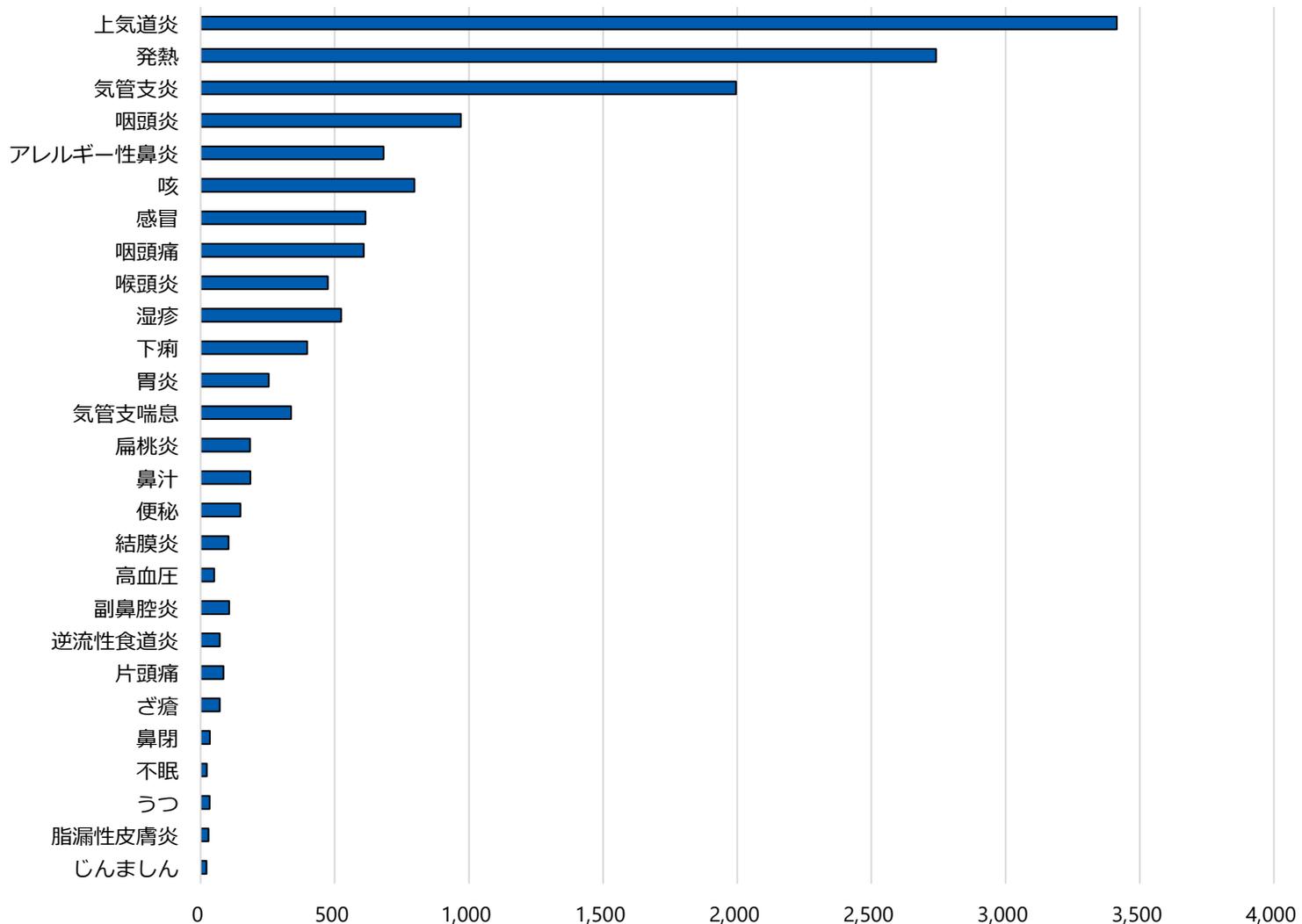


検証事項

- 実施された初診からのオンライン診療について以下の視点から整理し、「医師が医学的に可能であると判断した範囲」として医学的に適切であったかどうか、すなわち、「現代医学から見て、疾病に対して一応の診断を下し得る程度のもの」といえるかどうか検証する。
 - ▶ 疾患・症状
 - ▶ 受診歴の有無

「医師が医学的に可能と判断した範囲」の適切性について

主な疾患・症候及び報告件数（令和3年7月～9月）

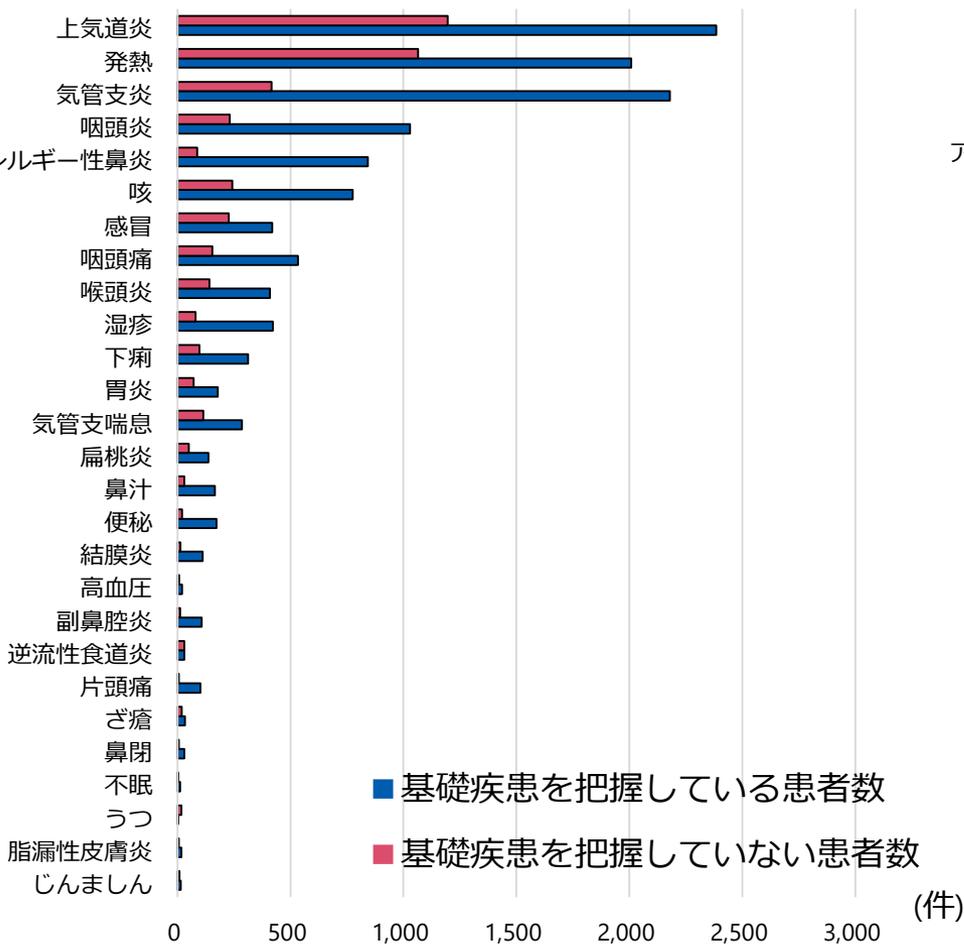


(件)

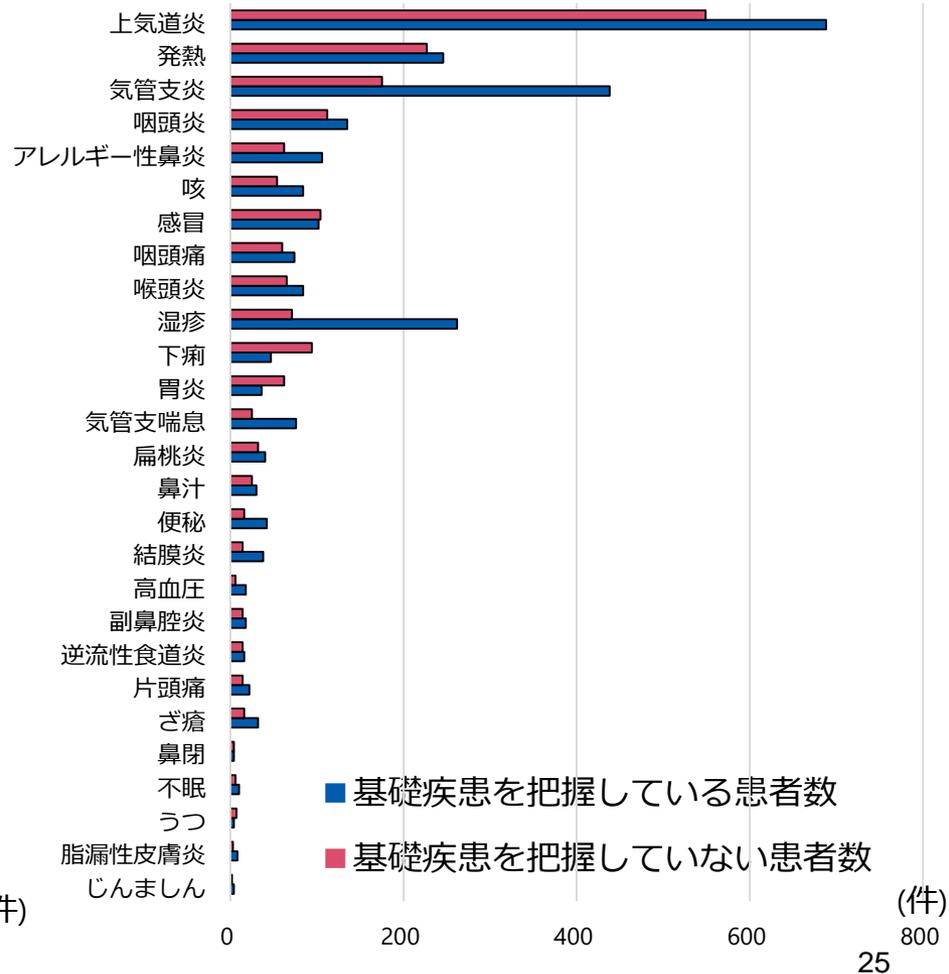
「医師が医学的に可能と判断した範囲」の適切性について

主な疾患・症候及び報告件数（令和3年7月～9月）

電話診療

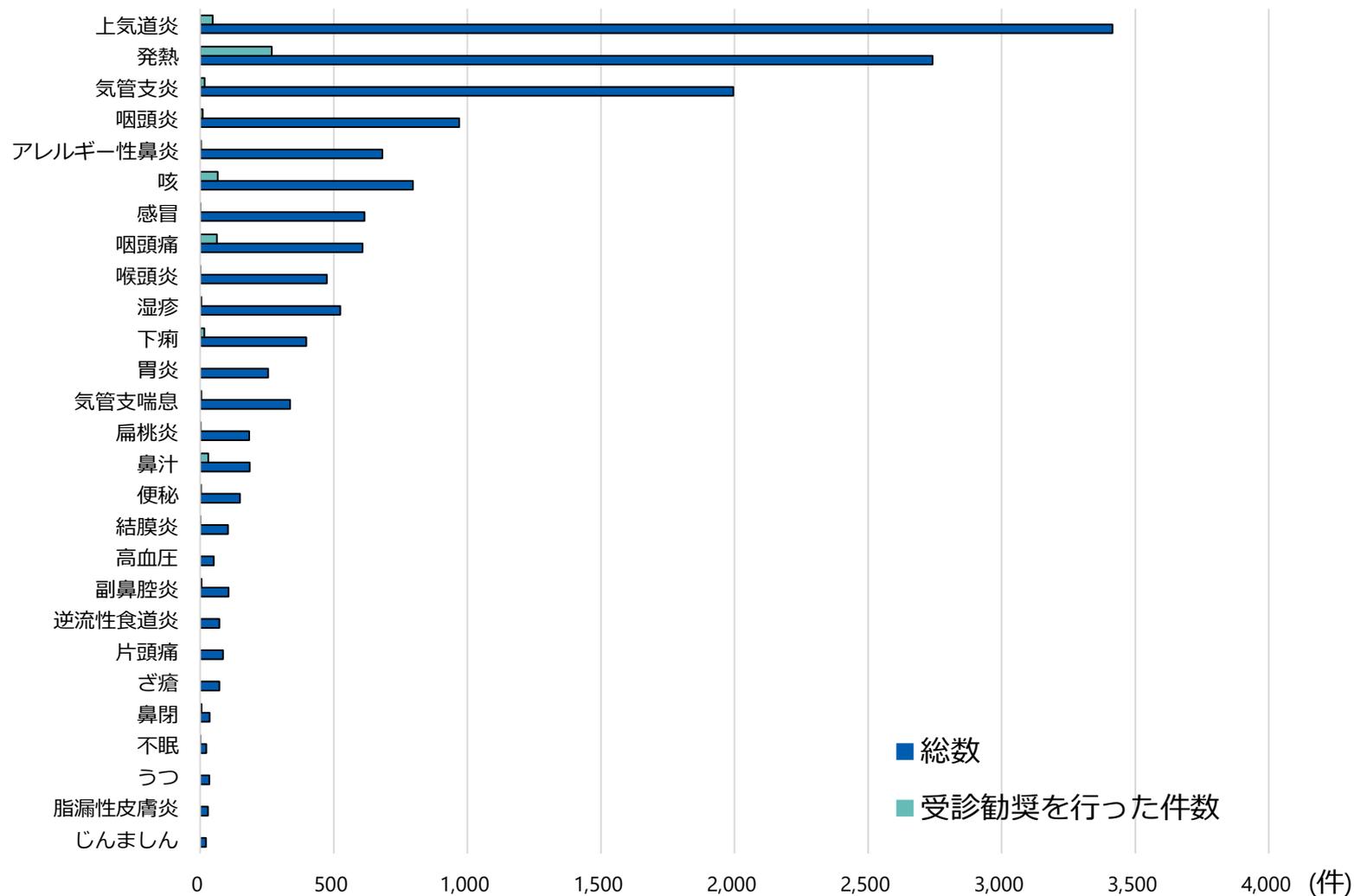


オンライン診療



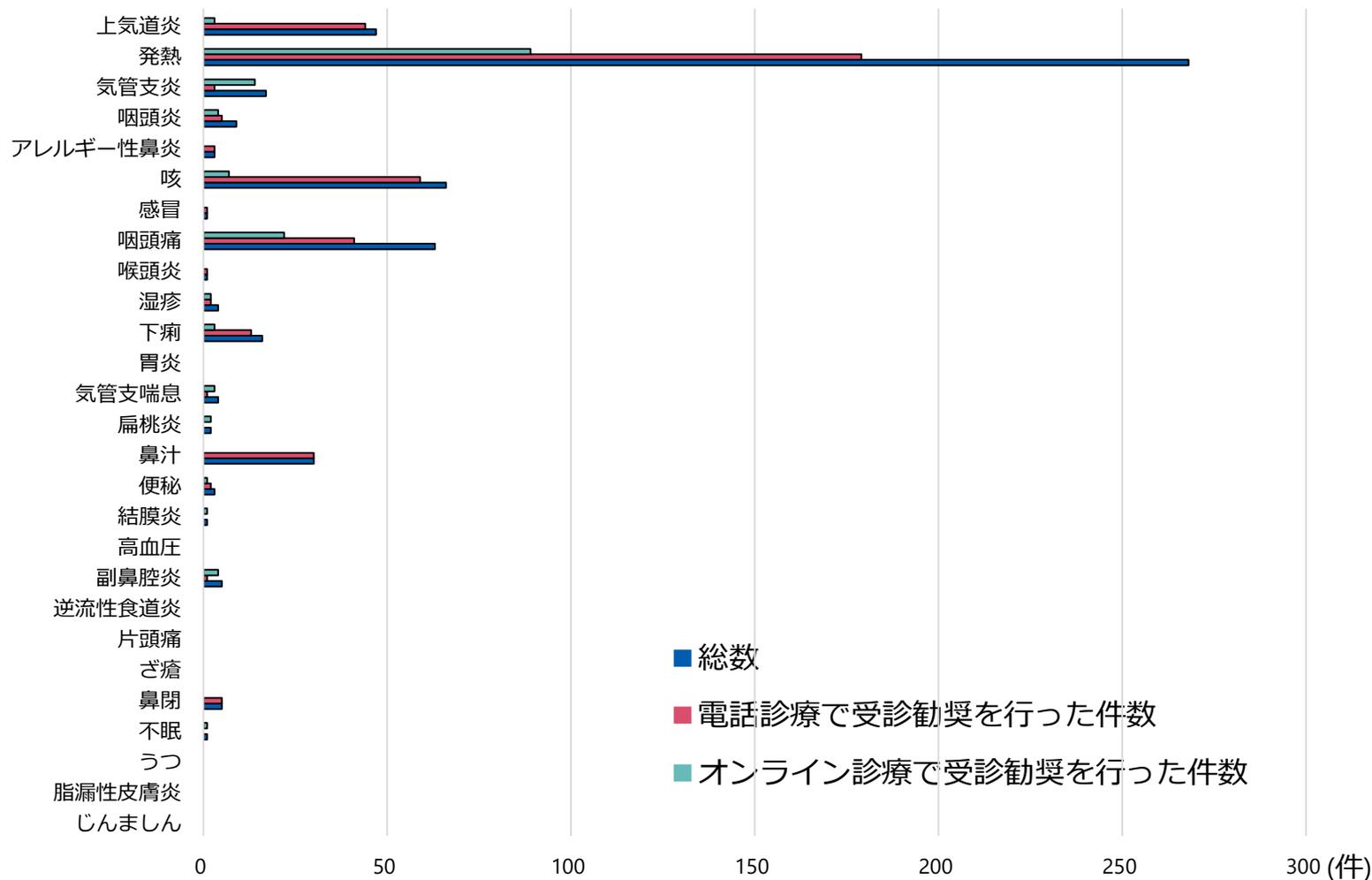
「医師が医学的に可能と判断した範囲」の適切性について

主な疾患・症候の報告件数及び対面の受診を勧奨した件数（令和3年7月～9月）



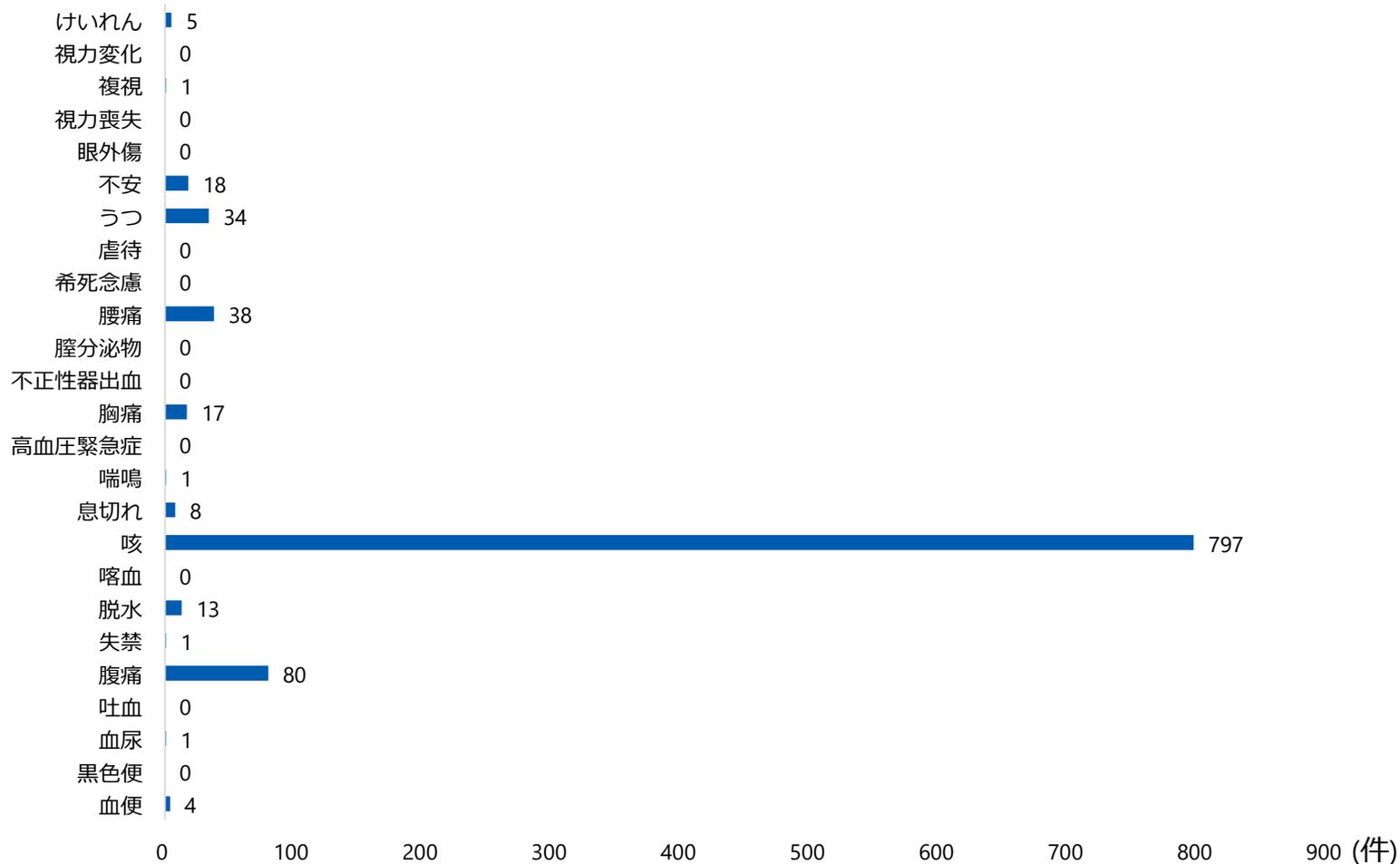
「医師が医学的に可能と判断した範囲」の適切性について

主な疾患・症候に対して対面の受診を勧奨した電話・オンライン診療別の件数（令和3年7月～9月）



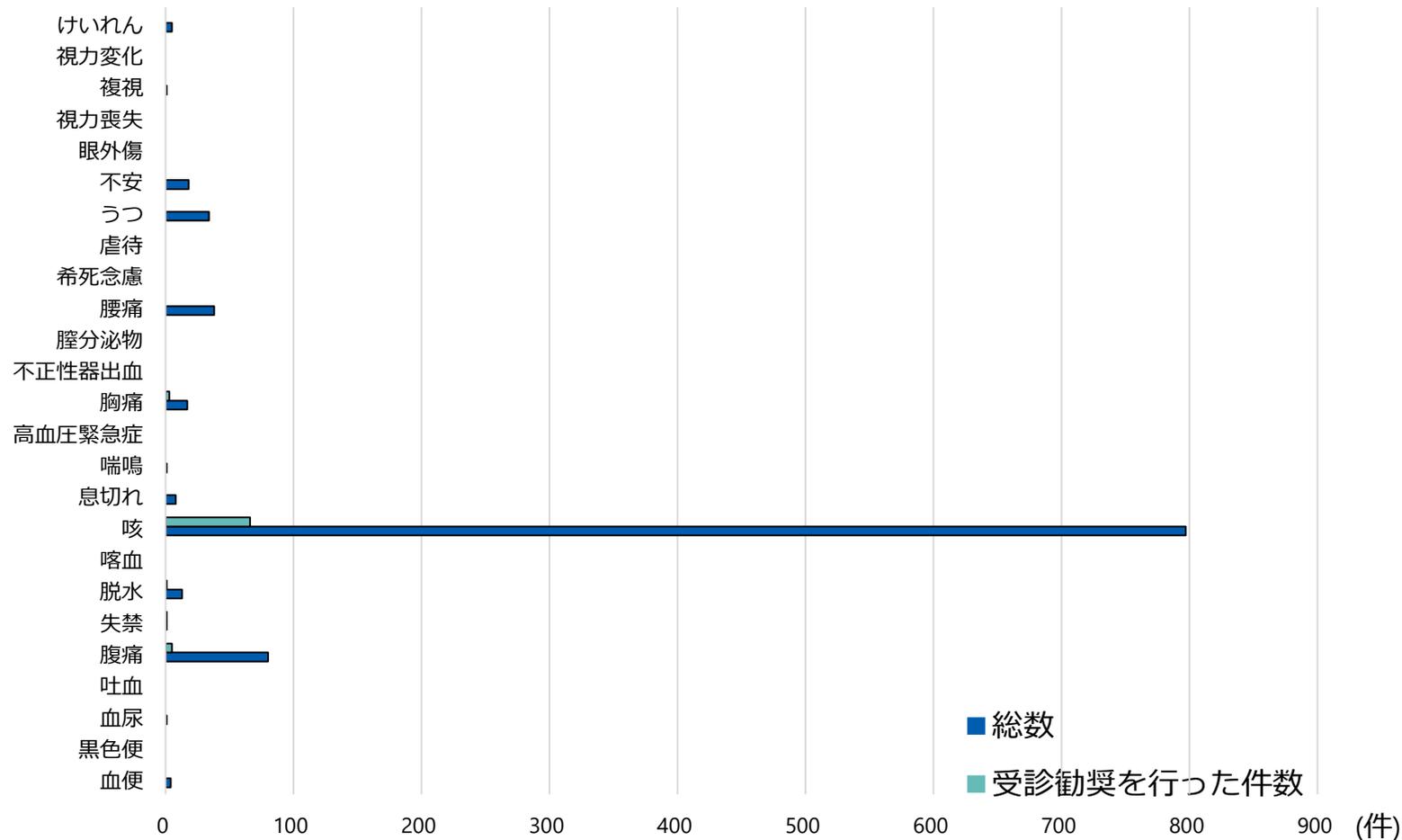
「医師が医学的に可能と判断した範囲」の適切性について

重症な疾患によるものである可能性のある症状の報告件数（令和3年7月～9月）



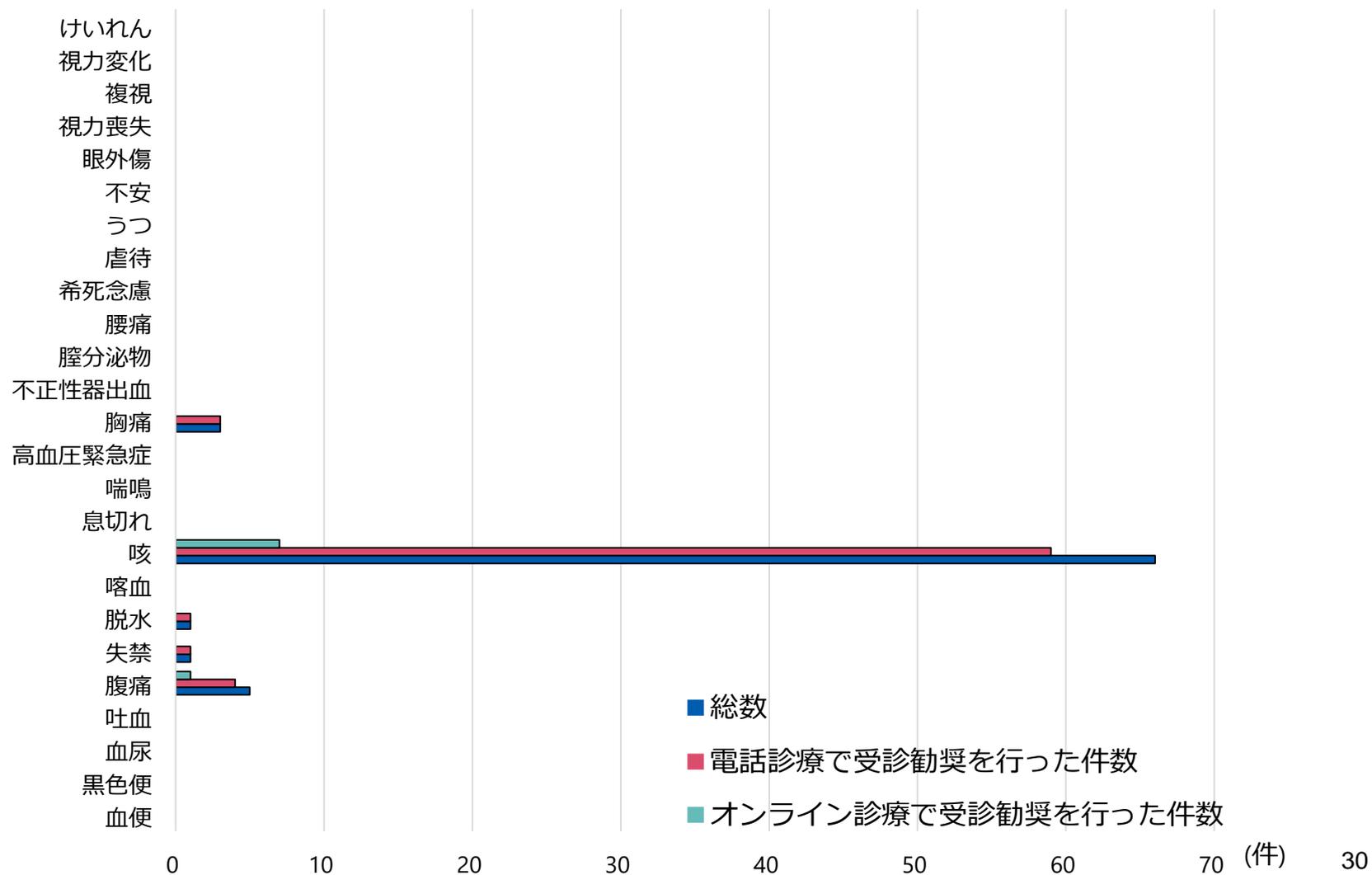
「医師が医学的に可能と判断した範囲」の適切性について

重症な疾患によるものである可能性のある症状の報告件数及びこれらについて
対面の受診を勧奨した件数（令和3年7月～9月）



「医師が医学的に可能と判断した範囲」の適切性について

重症な疾患によるものである可能性のある症状に対して対面の受診を勧奨した
電話・オンライン診療別の件数（令和3年7月～9月）



5. 医師の対応方針の適切性について



医師の対応方針の適切性について

4月10日付け事務連絡の記載

- 当該医師が電話や情報通信機器を用いた診療により診断や処方を行うことが困難であると判断し、診断や処方を行わなかった場合において、対面での診療を促す又は他の診療可能な医療機関を紹介するといった対応を行った場合は、受診勧奨に該当するものであり、こうした対応を行うことは医師法（昭和23年法律第201号）第19条第1項に規定する応招義務に違反するものではないこと。

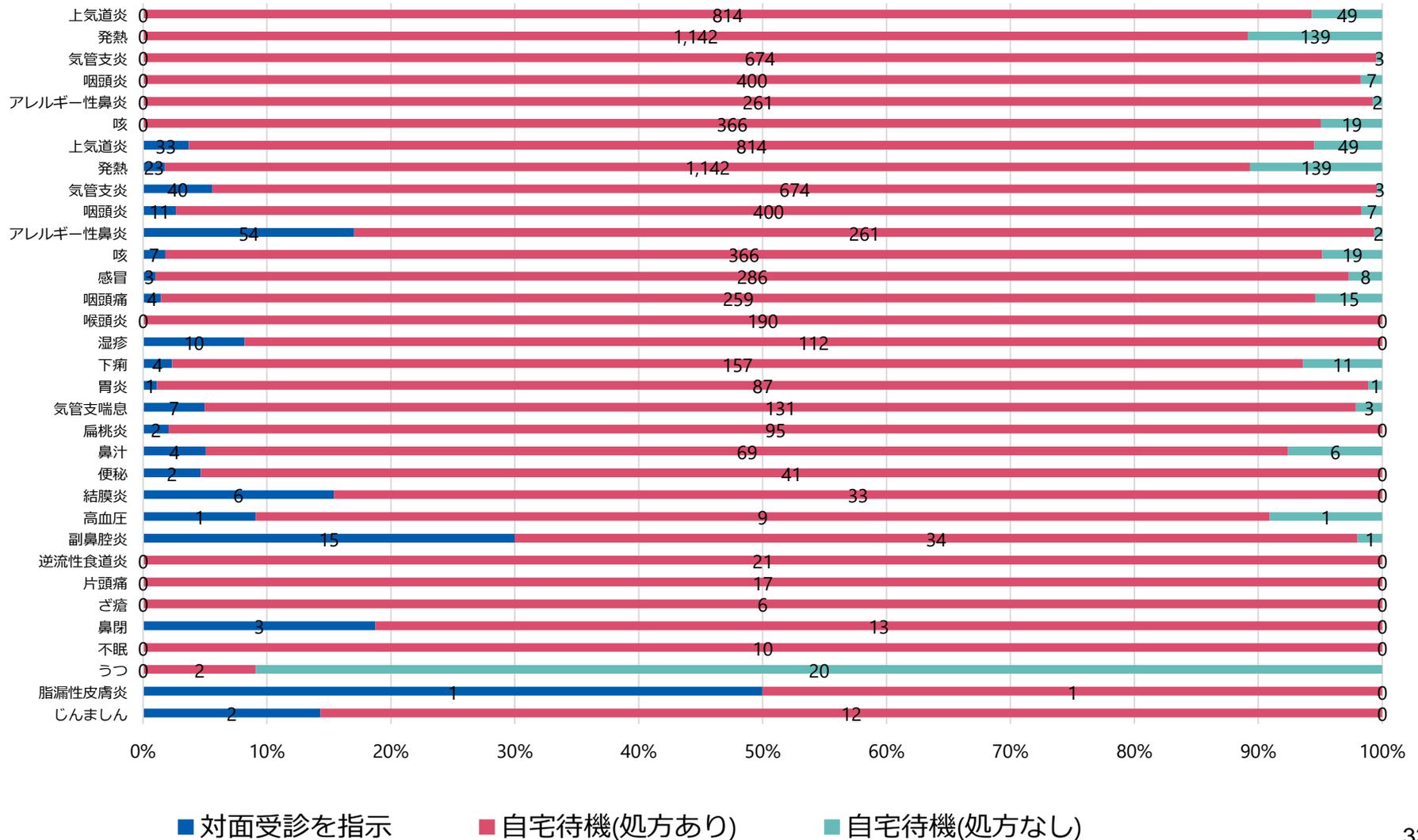


検証事項

- 実施された初診からの電話診療及びオンライン診療において、疾患・症状ごとにどのような対処方針がとられているか、以下の観点から分析するとともに、それら対処方針が医学的にみて適切であるかについて検証する。
 - 疾患・症候
 - 医師の指示内容

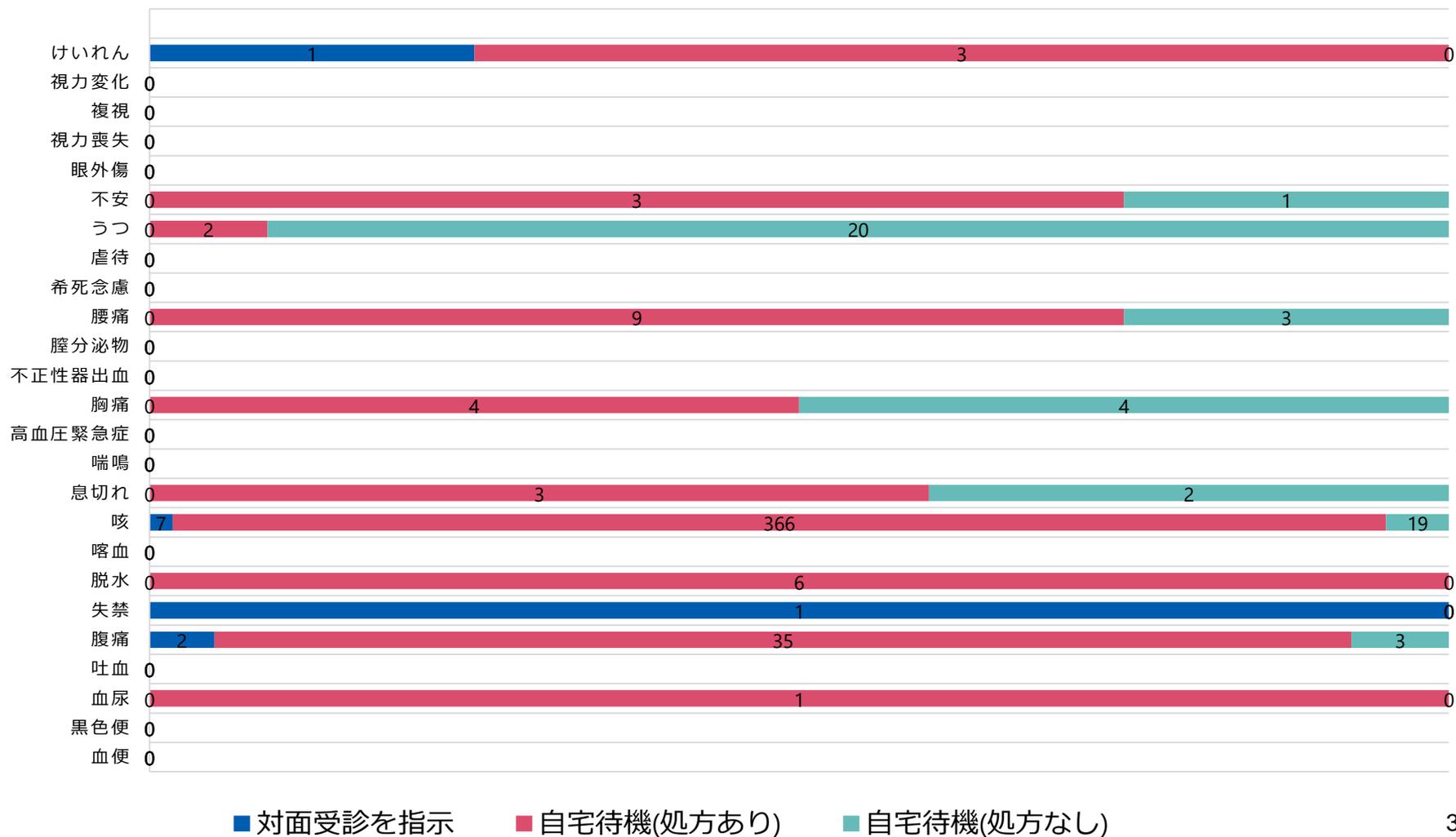
医師の対応方針の適切性について

主な疾患・症候ごとの対応方針（令和3年7月～9月）



医師の対応方針の適切性について

重症な疾患によるものである可能性のある症状への対応方針（令和3年7月～9月）



6. 処方薬の適切性について



処方薬の適切性について

4月10日付け事務連絡の記載

- 患者から電話等により診療等の求めを受けた場合において、診療等の求めを受けた医療機関の医師は、当該医師が電話や情報通信機器を用いた診療により **診断や処方が当該医師の責任の下で医学的に可能であると判断した範囲において**、初診から電話や情報通信機器を用いた診療により診断や処方をして差し支えないこと。

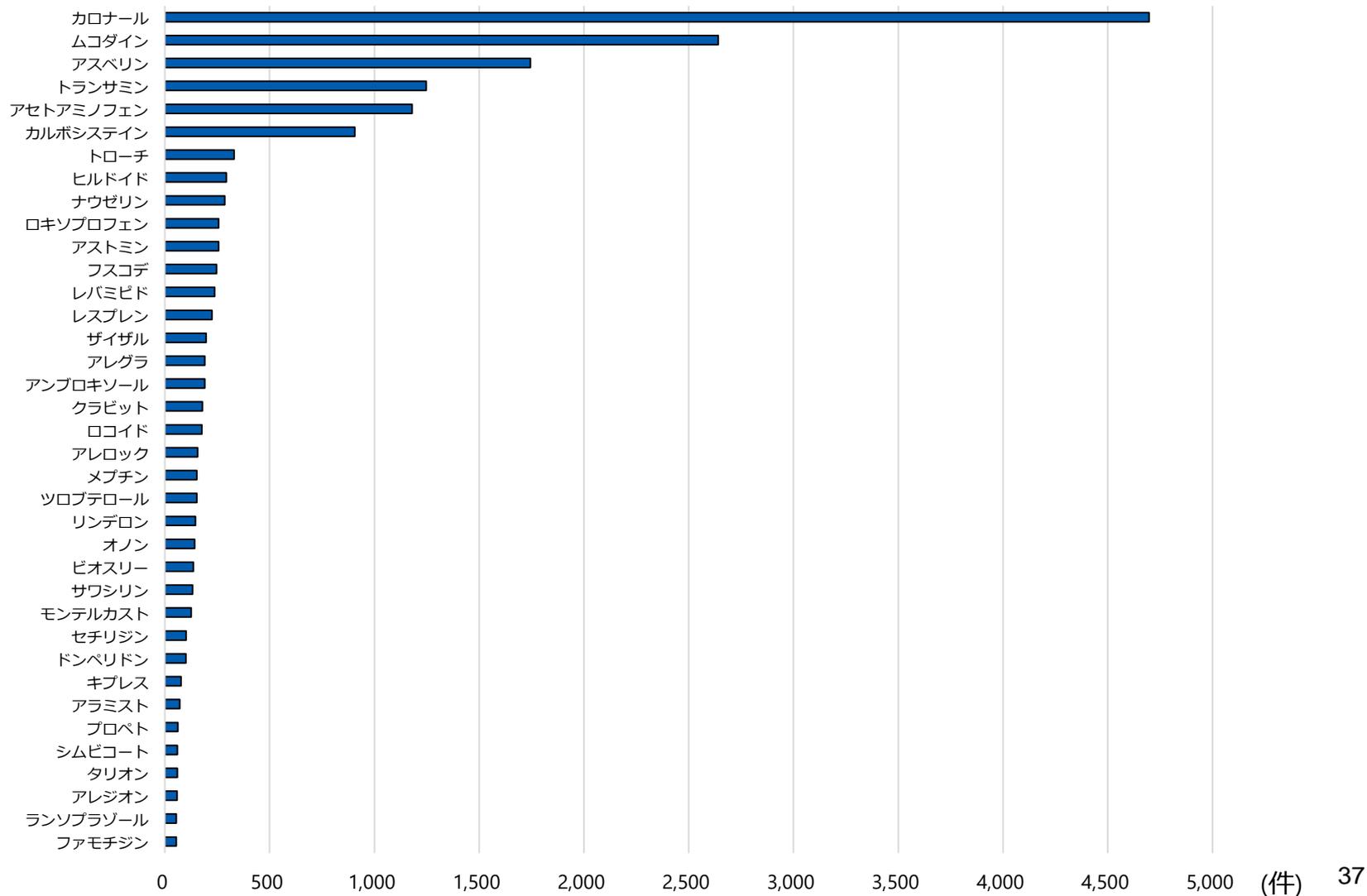


検証事項

- 実施された初診からの電話診療及びオンライン診療について、どのような薬剤の処方があったかについて以下の視点から整理し、必要な医療が適切に提供されているかどうか検証する。
 - 処方された医薬品の概況
 - 処方日数

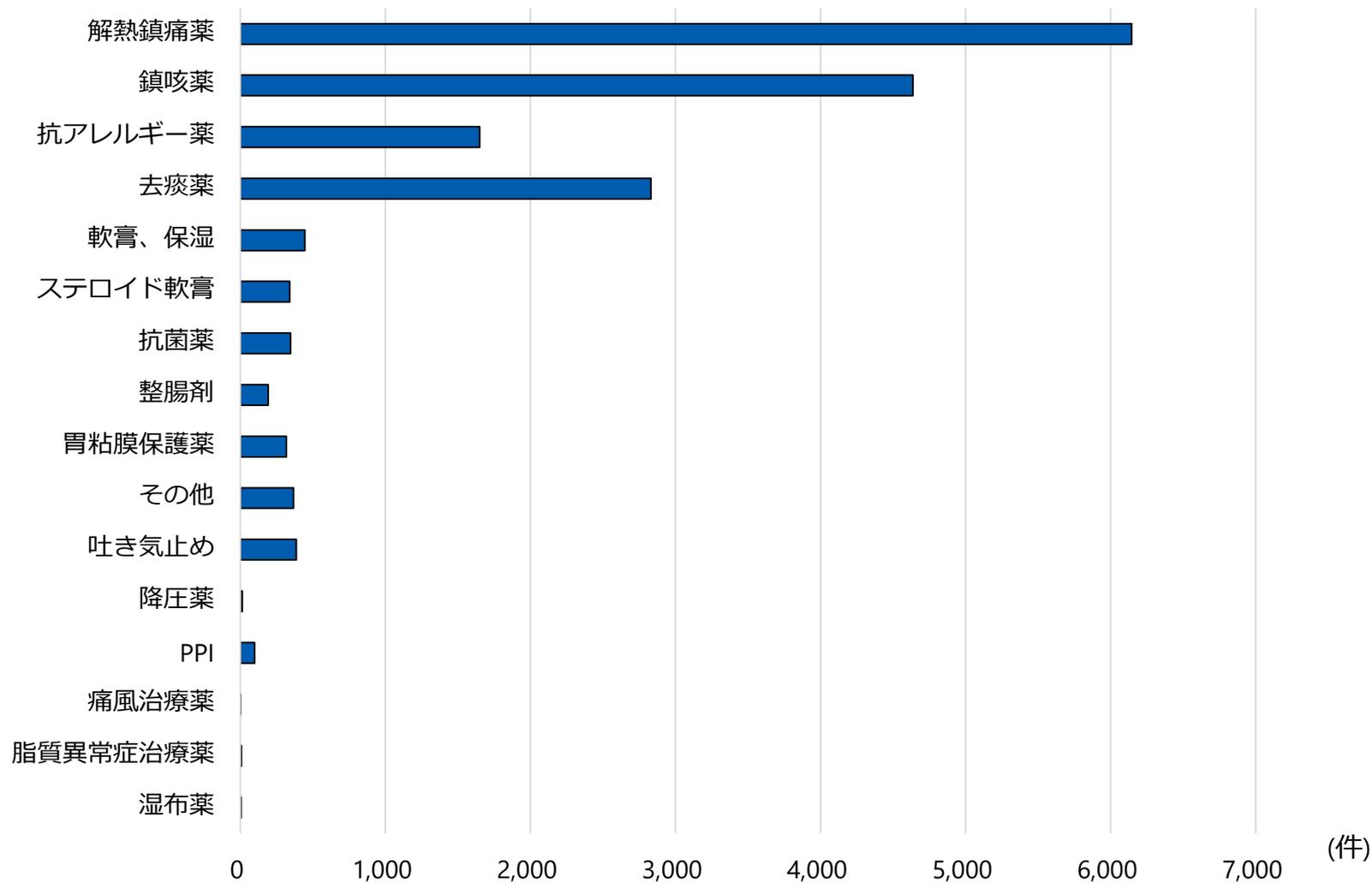
処方薬の適切性について

処方された主な医薬品（令和3年7～9月）



処方薬の適切性について

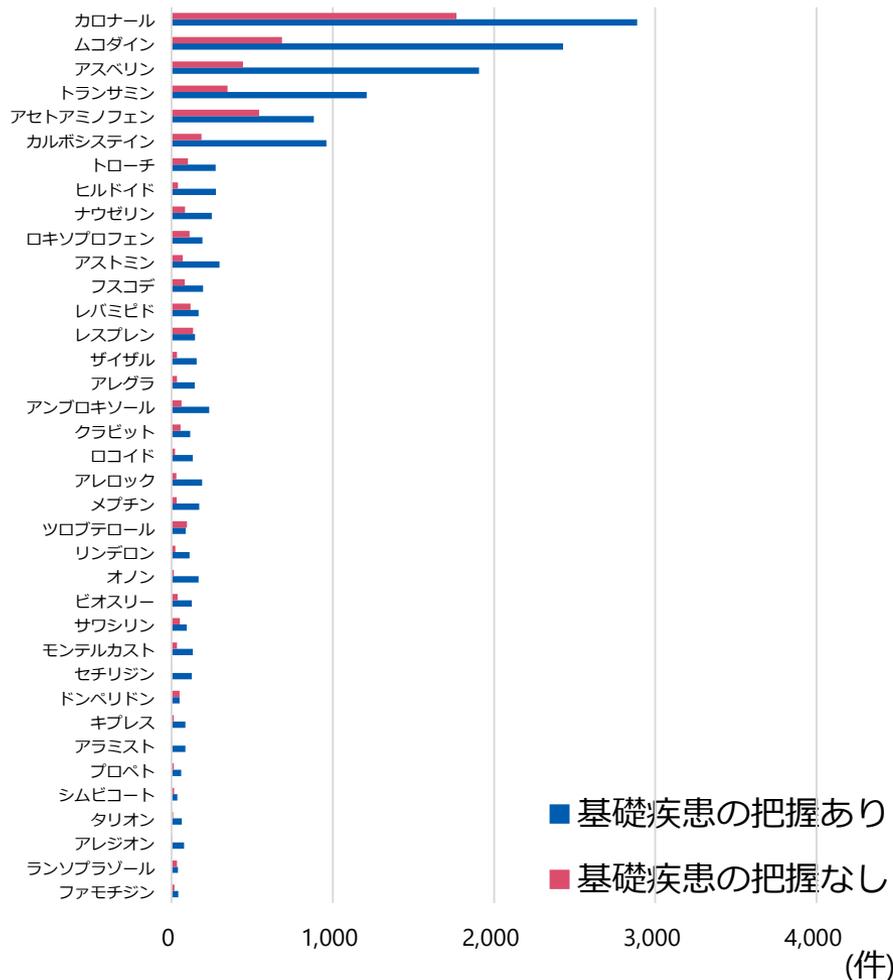
処方された主な医薬品 分類別（令和3年7月～9月）



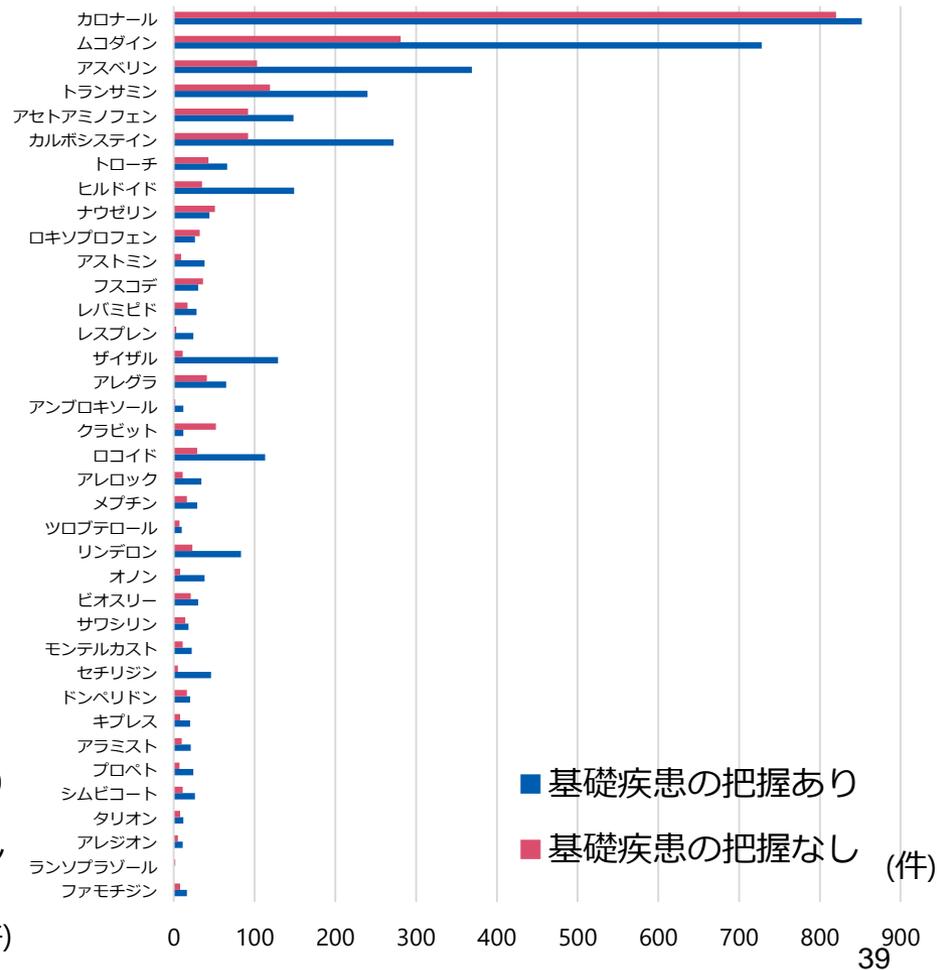
処方薬の適切性について

処方された主な医薬品 電話・オンライン別（令和3年7月～9月）

電話診療での主な処方薬



オンライン診療での主な処方薬



処方薬の適切性について

初診における処方日数ごとの処方件数（令和3年7月～9月）

